に 地方独立行政法 規定す る条例で定め :人奈良県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項 る県 \mathcal{O} 内 部 組織を定め る条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第六十一号

に規定する条例で定める県の 地方独立行政法人奈良県立病院機構に係る地方独立行 内部組織を定める条例 政法 人法第五十九条第二項

年三月奈良県条例第三十号) 第四十一号) リハビリテ 二十七号) 設置等に関する条例の一部を改正する条例 による改正前の奈良県病院事業の設置等に関する条例 十八号)第五十九条第二項に規定する条例で定める県の内部組織は、 (事務部医事課及び 地方独立行政法人奈良県立病院機構に係る地方独立行政法人法 第三条に規定する奈良県立奈良病院及び奈良県立三室病院並びに奈良県総合 による改正前 ションセンター条例の 診療部に限る。 の奈良県総合リハ 第一条に規定する奈良県総合リ 一部を改正する条例 とする。 (平成二十六年三月奈良県条例第四十九号) (ビリテ シ (昭和四十七年三月奈良県条 彐 (平成二十六年三月奈良県条例 ンセンター ハ ピ リテ 伞 -成十五 条例 奈良県病院事業の シ 彐 (昭和六十三 年 セン 法 律 (例第 第百

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。